

## 尼崎市都市農業活性化推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農業経営の改善及び活性化並びに農業振興の推進を図る事業の実施に関する費用の一部を予算の範囲内において市が助成することにより、持続可能な都市農業の振興を推進することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する農業者又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律に基づき農地所有者から市内の農地を借り、自ら耕作している者（市民農園及び体験農園の開設は除く）のうち、別表に定める補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施した者とする。ただし、農業体験・学習支援事業及び防災協力農地登録推進事業を除き、補助金の交付対象となる費用（以下「補助対象事業費」という。）の総額が3万円未満の場合は補助の対象としない。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助対象事業、補助対象事業費、補助率及び補助上限額等は、別表に定めるところによる。

- 2 補助対象事業費は、法定通貨又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、コード決済、デビットカード等）による支払い・決済が行われたものとし（クーポン、ポイント、金券、商品券、小切手、手形、仮想通貨等での支払い・決済又は相殺による決済は対象としない）、諸経費（配送料又は振込手数料等）及び租税公課（消費税等）は対象外とする。
- 3 補助対象期間は、当該年度の初日の属する年（1月1日から12月31日までの間）とし、この期間に実施した事業を補助対象とする。ただし、防災協力農地登録推進事業については、防災協力農地を登録した年（1月1日から12月31日までの間）に限って交付する。
- 4 国、都道府県又は他市町村等の補助事業と重複する場合は、その分を除いた額を補助対象事業費とする。ただし、国、都道府県又は他市町村等の補助事業において、特に補助金を調整する定めがある場合は、その定めに準ずる。

### (補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該年度の補助対象期間終了後から翌年1月末日までに、尼崎市都市農業活性化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業実績報告書（様式第2号）等の必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、申請は1世帯あたり1人までとする。

### (補助金の交付決定)

- 第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否及び交付する補助金額を決定し、尼崎市都市農業活性化推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は尼崎市都市農業活性化推進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 審査後に補助金額の総額が市の予算の範囲を超えた場合は、補助率を引き下げたうえで交付の決定を行うものとする。ただし、尼崎市農業経営改善計画認定要綱に基づき認定を受けている認定農業者及び尼崎市青年等就農計画認定要綱に基づき認定を受けている認定新規就農者に対する補助金並びに防災協力農地登録

推進事業及びあまやさい運搬支援事業に係る補助金は補助率の引き下げを行わない。

3 交付する補助金の額は、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに、尼崎市都市農業活性化推進事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(設備の処分の制限)

第8条 この要綱により設備の設置に係る補助金の交付を受けた者は、当該設備の設置後5年間は、市長の承認なく、当該設備を移設し、撤去し若しくは目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 国、都道府県又は他市町村等の補助事業と重複して交付を受けていることが判明したとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(報告、検査及び指示)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、質問、報告の徵収、関係書類の検査又は補助対象事業の実施上必要な指示を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年1月1日から遡及適用する。

付 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年1月1日から遡及適用する。

付 則

この要綱は令和5年7月1日から施行し、令和5年1月1日から遡及適用する。

付 則

この要綱は令和6年4月1日から施行し、令和6年1月1日から遡及適用する。

付 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年1月1日から遡及適用する。

付 則

この要綱は令和7年1月1日から施行し、令和7年1月1日から遡及適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象事業費	対象	補助率		補助上限額	
			一般農業者	認定農業者・認定新規就農者	一般農業者	認定農業者・認定新規就農者
1 営農支援事業	(1)肥料等の購入に要する費用	有機・化成肥料、堆肥、土壤改良剤等の購入	1/3 以内	2/3 以内	100,000 円	400,000 円
	(2)生産資材の購入に要する費用	農具（スコップ、鍬、剪定鋸、鎌等）、被覆資材（ハウスの外張り・内張り資材、マルチシート、不織布等）、支柱、灌漑用品（灌漑用ホース、スプリンクラー等）等の購入	1/3 以内	2/3 以内		
	(3)農業廃棄物の処分に要する費用	農業廃棄物（作物残渣、資材、農薬等）の処分 ※処分に係る委託費用を含む	1/3 以内	2/3 以内		
2 病害虫・有害鳥獣防除支援事業	薬剤・資材等の購入に要する費用	薬剤（殺虫剤、殺菌剤、忌避剤等）・資材（柵、防虫ネット等）等の購入 ※薬剤については除草剤を除く ※薬剤の散布等に係る委託費用を含む	1/3 以内	2/3 以内		
3 出荷・販売支援事業	(1)あまやさいの出荷・販売資材の購入に要する費用	「尼崎市内産」又は「あまやさい」であることが明示されている結束帶、防曇袋、トレー、段ボール等の購入	2/3 以内	3/4 以内		
	(2)出荷・販売資材の購入に要する費用	「尼崎市内産」又は「あまやさい」であることが明示されていない結束帶、防曇袋、トレー、段ボール、出荷用コンテナ等の購入	1/3 以内	2/3 以内		
	(3)野菜販売機の導入に要する費用	野菜販売機の購入・設置 ※設置に係る費用（人件費、出張費等）	1/3 以内	2/3 以内		

		を含む			
4 省力化・生産性向上支援事業	(1)園芸用施設の導入・修繕に要する費用	園芸用施設（ビニールハウス、ガラス室、果樹棚等）及びその付帯設備（換気扇、カーテン等）の設置・修繕 ※設置・修繕に係る費用（人件費、出張費等）を含む	1/3 以内	2/3 以内	
	(2)農業機械・灌漑施設の導入・修繕に要する費用	農業機械（トラクター、選別・計量機、包装機等）、灌漑施設（井戸、ポンプ等）の導入・修繕・メンテナンス・レンタル ※導入・修繕等に係る費用（人件費、出張費等）を含む	1/3 以内	2/3 以内	
5 ブランド化推進支援事業	農作物のブランド力・認知度向上に資する資材の購入に要する費用	認定農業者等が生産する農作物のブランド名・商品名を表記した梱包資材（段ボール、袋等）農作物のPRを目的としたグッズ（チラシ、掲示物等）の製作 ※単なる品種名を表記した資材は除く	1/3 以内	2/3 以内	
6 有機 JAS 認証の取得支援事業	有機JAS認証の取得の申請に要した費用	新たな有機 JAS 認証の取得にあたって必要な費用 ※必須となっている講習会等の受講料、申請料、実地検査等に関するもの	1/3 以内	2/3 以内	
7 農業体験・学習支援事業	農業体験・学習の実施に要する費用	市民を対象とした農業体験会（田植え、芋掘り等）、学習講座（市内の農業、営農、野菜等について学ぶ講座）の実施 ※定員を10名以上としているものに限る	5,000 円以内/回	10,000 円以内/回	
8 防災協力農地登録推進事業	防災協力農地の登録への補助	当該年度の初日が属する年の1月1日から12月31日までの期間における	登録農地 1 m <sup>2</sup> につき 10 円 (登録された初年限り)		補助上限額なし

		農地の登録				
9 あまやさい運搬支援事業	あまやさい地産地消推進店へのあまやさいの運搬に要する費用	あまやさい地産地消推進店への尼崎市内産野菜（あまやさい）の運搬 ※自らまたは宅配業者による運搬に限る ※店内で運搬された尼崎市内産野菜（あまやさい）を使って調理しているあまやさい地産地消推進店への運搬に限る	1,250 円以内/回	1,250 円以内/回	初年度：50,000 年 2年目：40,000 円 3年目：30,000 円	100,000 円

備考

- 1 補助上限額の欄に示す金額は1世帯（法人の場合は1法人）あたりの金額を示す。
- 2 認定農業者は尼崎市農業経営改善計画要綱に基づき認定を受けている者、認定新規就農者は尼崎市青年等就農計画認定要綱に基づき認定を受けている者とする。
- 3 一般農業者への「9 あまやさい運搬支援事業」に係る補助金については、同事業に係る申請が行われた初年度から起算して、3年度間に限り交付する。